

(平成15年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という）情報公開実施要綱（平成15年4月1日制定。以下「要綱」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(センター情報公開申出書の提出)

第3条 要綱第6第1項の規定による申出書の提出は、センター情報公開申出（第1号様式）により行うものとする。

(センター情報公開決定通知書等)

第4条 要綱第10各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 要綱第10第1項の規定によりセンター情報の全部を公開する旨の決定をした場合、センター情報公開決定通知書（第2号様式）
- (2) 要綱第10第1項の規定によりセンター情報の一部を公開する旨の決定をした場合 センター情報部分公開決定通知書（第3号様式）
- (3) 要綱第10第2項の規定によりセンター情報の全部を公開しない旨の決定（要綱第9の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係るセンター情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合 センター情報非公開決定通知書（第4号様式）

(公開決定等の期間の延長通知書)

第5条 センターは、要綱第12第2項の規定により公開決定等の期間を延長する場合は、センター情報公開決定等期間延長通知書（第5号様式）により申出者に通知するものとする。

(電磁的記録の公開方法)

第6条 要綱第14第2項の規定による電磁的記録の公開は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 録音テープ 次に掲げる方法

- ア 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取
- イ 当該録音テープを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ 次に掲げる方法

- ア 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープをビデオカセットテープに複写したものの交付

- (3) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。

(サービスセンター情報の公開の実施等)

第7条 情報の公開は、職員の立会いのもとに行うものとする。

2 情報の公開を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、公開申出に係る情報1件名につき1部とする。

3 情報の公開を受けるものが当該情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該情報の閲覧若しくは視聴の中止を命ずることができる。

(費用)

第8条 要綱第15第2項に規定する情報の写しの作成及び送付に要する費用は、実費相当額とする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、サービスセンターがやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。